

越 監 公 表 第 7 号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和6年（2024年）2月に定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年3月29日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 畑 谷 茂

越谷市監査委員 清 田 巳喜男

令和5年度(2023年度) 第4回 定期監査結果報告書

1 準拠基準

越谷市監査基準

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

3 監査の対象

以下の部局が所管する財務に関する事務（主として令和5年度分）

保健医療部

- ・ 地域医療課
- ・ 健康づくり推進課
- ・ 国保年金課
- ・ 保健総務課 ころの健康支援室
- ・ 感染症保健対策課
- ・ 生活衛生課 食肉衛生検査所
- ・ 衛生検査課

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

なお、重要リスク及び監査の着眼点については、監査対象に係るリスク、内部統制の状況及び過去の監査結果を踏まえ、次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点（主なもの）
1 徴収金額に過不足が発生するリスク	ア 貸付（使用）料、保証金の減免について、その理由、金額は適正か。
2 支出金額に過不足が発生するリスク	(1) 旅費の支出について ア 計算は最も経済的な通常の経路により行われているか。 イ 支出目的及び履行の確認が行われているか。
	(2) 会計年度任用職員報酬の支出について ア 金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。 イ 支給金額は関係規定又は合理的な基準に基づいているか。
3 業務の遅滞が発生するリスク	ア 納入の通知は適正に行われているか。また、納期限の設定は適切か。 イ 督促、催告及び時効の完成猶予又は更新の手続は適時かつ適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

事前に提出された資料及び関係帳票簿冊等について、証憑突合、計算突合、質問、閲覧等の手法を用いて監査を実施した。

《監査項目》

- (1) 収入事務
 - ① 調定事務
 - ② 収納事務
 - ③ 現金取扱事務
 - ④ その他の収入事務
- (2) 支出事務
 - ① 旅費の支出事務
 - ② 契約事務
 - ③ 補助金等の交付事務
 - ④ その他の支出事務
- (3) 財産管理
 - ① 物品の管理
 - ② 公有財産の管理
 - ③ 債権の管理
 - ④ 基金の管理

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査室、監査委員事務局及び対象部局執務室等

(2) 日程

令和5年(2023年)11月30日(木)から令和6年(2024年)2月5日(月)まで

7 監査の結果

今回、監査を実施したところ、保健医療部所管の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。なお、一部に是正・改善を要する点(「指摘事項」、「指導事項」)が見受けられたため、以下に記載する。「指摘事項」については、関係法令等を再度確認するとともに、適切な措置を講じるよう要望する。また、「指導事項」については、監査の期間中に改善を要望し、適正に処理した旨、又は今後、所要の対応を図る旨の報告を受けている。今後、対応を図ることとした事項については、確実に実行されるよう要望する。

今後においても、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

【指摘事項】

<収入事務>

- (1) 補助金申請等の事務において、所定の決裁権者の決裁を受けていないものがあった。

事務の執行にあたっては、越谷市組織規則及び越谷市事務専決規程により、所定の決裁権者の決裁を受けなければならないことが規定されている。

当該事務執行に係る決裁状況を確認したところ、補助金交付申請に関して部長の決裁区分とされている事項について、課長決裁により事務処理をしていたものである。
(健康づくり推進課・国保年金課)

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例等により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することなどが規定されている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、庶務事務システムへの入力誤りがあったため支給金額に不足が生じていたものである。
(生活衛生課)

(2) 委託契約において、予定価格の設定が所定の決裁権者の決裁を受けていないものがあった。

事務の執行にあたっては、越谷市組織規則及び越谷市事務専決規程により、所定の決裁権者の決裁を受けなければならないことが規定されている。

当該事務執行に係る決裁状況を確認したところ、予定価格の設定に関して市長の決裁区分とされている事項について、部長決裁により事務処理をしていたものである。
(健康づくり推進課)

(3) 会計年度任用職員報酬の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

会計年度任用職員への報酬の支給状況を確認したところ、勤務時間数を誤って集計したため過支給となっていたものである。
(感染症保健対策課)

【指導事項】

<収入事務>

(1) 調定事務

① 調定の時期に誤りがあったもの。
(保健総務課・生活衛生課)

(2) 収納事務

① 所要の調定及び納入通知が行われていなかったもの。
(地域医療課)

② 督促状の送付時期に誤りがあったもの。
(国保年金課)

(3) その他(調定、収納、現金取扱事務以外)の収入事務

① 決裁区分に誤りがあったもの。
(感染症保健対策課)

<支出事務>

(1) 契約事務

① 検査調書による部長への報告がされていなかったもの。
(国保年金課)

(2) 補助金等の交付事務

① 提出期限後に受理した申請書の取扱いが不明瞭だったもの。
(健康づくり推進課)

(3) その他(旅費の支出、契約、補助金等の交付事務以外)の支出事務

① 会計年度任用職員の年次有給休暇の繰越日数及び取得時間に誤りがあったもの。
(感染症保健対策課)

<財産管理>

(1) 公有財産の管理

- ① 決裁区分に誤りがあったもの。

(地域医療課)